

しにいとん

■発行日／平成29年1月31日 ■発行／(公社)糸魚川法人会総務委員会／新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL.025-550-4011



第73号

平成29年1月31日

シリーズ 地域のしおり

国指定重要無形民俗文化財「青海の竹のからかい」

チヨウチヨウ(蝶)サギノ
チヨウ(左義長)菜の葉にと
まれ：左義長の歌を歌い始
めると竹のからかいの始ま
りです。

竹のからかいは、江戸時
代から続いている青海の小
正月行事で、さいの神と二連
のもです。昭和六十二年
に、国指定重要無形民俗文
化財に指定されました。

一月十五日は東西の陣屋
に分れ、扇やメ縄などで飾つ
た飾り竹を立てます。昼過
ぎには、顔に隈取りをした東
と西の若い衆が勇み竹を持
ち出し、左義長の歌を歌い
ながら相手をけしかけます。
東西の若衆が竹の根元を高
く組んで対峙し、竹の幹が
半分程度交錯したところで、
竹にとびつき両方の竹を抱え
込んで引き合います。

引き合いは、三回行なわ
れ、相手を自分の陣地に引
き込んだ方が勝ちですが、
両方とも自分たちが勝った
と思ひ、意気揚々と引き上
げます。

勝った方は、豊年・豊漁に
なると言われています。

新年会長挨拶



会長
鈴木 秀城

のお年寄りの避難に力を貸したり、地区の「組」でまとまって声を掛け合ったりした、という報道もありました。今後の復興においても、そういう地域の絆や結束が大事な力になると思います。

「千里の行も足下より始まる」

平成二十九年は、雪もななく大変穏やかな天候の年明けとなりました。一方で、暮れの糸魚川駅北の大火により、大変不安でつらい思いの中で、年を越された方もおられると思います。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。法人会会員の中からも、二〇程の会員や企業が被害を受けました。一日も早い復旧・事業再開、再建・復興を祈念します。

「コミュニティの信頼と力」

年末年始、全国各地でも火事とそれに伴う死傷者の報道がありました。糸魚川は焼失一四〇棟を超える大きな火災であり、その焼け跡は大変悲惨ではありませんが、一名の死亡者も重大傷害者も出ませんでした。これは、消防・消防団、警察を始め、関係者の適切な対応と、日ごろの良好な人間関係・地域コミュニティの力だと思えます。近所の方が、知り合い

被災直後からライフラインの復旧が行われました。ボランティアの方々の支援もすぐ立ち上がり、瓦礫の撤去作業も始まりました。市長はじめ、地元の国会議員・県議や行政関係者のスピーディーな行動で、瓦礫処理や被災者支援に対して、火災では過去に例の無い、国からの財政的支援を得ることが決まりました。再建の動きが進み出ています。もとのような住み良い街になるには、この先課題や難しいことも多々あると思いますが、一歩は大きく踏み出しました。

「歴史に学ぶ」

糸魚川の大火は、過去にも発生しています。「糸魚川市史昭和編二」によると、発火場所と全焼棟数は次のようになっています。記録によると、昭和七年の大火の後も市街地整備計画を立案しました。

1814年8月16日	七軒町	508	
1816年2月17日	横町	744	
1826年6月20日	浜町	600	
1834年4月20日	田町	548	
1877年(明治10)11月6日	横町	458	
1904年(明治37)8月3日	新屋町	459	城之川まで延焼
1908年(明治41)8月10日	寺町	42	女子職業学校全焼
1911年(明治44)4月22日	浜町	503	寺町東端まで延焼
1928年(昭和3)8月19日	緑町	105	大町、寺町延焼
1932年(昭和7)12月21日	横町	368	新七、大町、緑町延焼
1954年(昭和29)8月19日	緑町	42	糸魚川駅前一带

「災害に強い糸魚川に再生」

先人達は、その都度、火災から立ち直って街を復興してきました。今度の難局も逞しく立ち直って頂きたい。そして、歴史が示すように、糸魚川は地域事情や気象条件から、大火のリスクのある地域です。再建を機に、火災や災害に強い街作りを行って頂きたいと願います。火災に対しても、安心して住める街が、これからの糸魚川の街作りの大きな課題になると思います。

ヒスイは、古代より「豊穰、生命、再生」をもたらすものと信じられ、神聖な石とされてきました。その産地の糸魚川も必ず豊かな街に再生するという想いでこれからの活動を行っていきたいと思います。



鈴木秀城会長



浅田 典章
税務署長



米田 徹
糸魚川市長



中村 康司
新潟県議会議員



高橋 清
振興局企画振興部副部長

新年のご挨拶



糸魚川税務署長
浅田 典章

新年明けましておめでと
うございます。

公益社団法人糸魚川法人会
の皆様方におかれましては、お
健やかに新春をお迎えのことと
お慶び申し上げます。

はじめに、昨年十二月二十二
日に発生しました「糸魚川市駅
北大火」により、多くの方々
が被害を受けられましたことに
対しまして、心よりお見舞い
申し上げますとともに、一日も
早い復興がかないますようお祈
り申し上げます。

このような被害を受けられ
た納税者の皆様に対しまして
は、申告期限の延長や納税の
猶予、租税の軽減・免除などの
措置が講じられております。

私どもといたしましては、被
害を受けられた皆様の立場に
立った親切・丁寧な相談に努め
てまいります。

まずは、皆様の個々の事情

をお聞かせいただきたいと考え
ておりますので、事前にお電
話をいただき、ご相談くださ
いますようお願いいたします。

さて、旧年中は、鈴木会長
をはじめ役員並びに会員の皆
様方から、税務行政全般にわ
たり格別のご理解と多大なご
協力を賜り、心より厚くお礼
申し上げます。

貴会におかれましては、正
しい税知識の普及や会員企業
と地域社会の健全な発展のた
め、活発な事業を展開されて
おられます。特に、「税を考
える週間」におけるハピー奴奈川
店での街頭広報や小学校にお
ける租税教室の開催、「税に関
する絵はがき」の募集と糸魚川
信用組合ロビーでの展示、各種
研修会の開催など、意欲的に
活動を展開されており、このよ
うな法人会の活動は、税務行
政に携わる私どもといたしまし
ても誠に心強い限りであり、
役員並びに会員の皆様のご努力
に深く敬意を表するところで
ございます。

ところで、税務行政を取り
巻く環境は、社会経済の国際
化やグローバル化、ICT化に伴
い大きく変化しております。

こうした中、税務行政を担

う私どもに与えられた「納税者
の自発的な納税義務の履行を
適正かつ円滑に実現する」とい
う使命を着実に果たすために
は、納税者の理解と信頼を得
ていく必要があると考えており
ます。

このため、納税者利便の向
上と事務の効率化に向けて、
税務行政の二層のICT化など
に積極的に取り組んでいること
であります。

また、社会保障・税番号制
度、いわゆるマイナンバー制度
につきましては、本年一月から所
得税等の申告書や法定調書等
の税務関係書類への番号記載が
本格化することとなりますが、
マイナンバー制度は、より公平
な社会保障制度や税制の基盤
であるとともに、情報社会の
基礎インフラとして、国民の利
便性の向上や行政の効率化につ
ながるものであり、この制度を
着実に定着させるため、引き
続き、周知・広報などに取り組
むこととしております。

今後とも、税務行政の円滑
な推進のため、一層のご理解と
ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

間もなく、平成二十八年分
の所得税等の確定申告時期を

迎えますが、申告会場は、混
雑することが予想されます。

是非とも、ご自宅等から国
税庁ホームページの「確定申告
書等作成コーナー」を活用し
て所得税等の確定申告書を作
成していただき、郵送あるいは
e-TaxなどICTを活用した
申告書の提出にご協力を賜り
ますようお願い申し上げます。

最後に、本年の「酉」年は、
運気を取り込み、商売繁盛に

繋がる年といわれております。

一年を通じて良い運氣を取
り込んでいただき、公益社団
法人糸魚川法人会にとりまし
て良き年となりますよう、ま
た、役員並びに会員の皆様のご
健勝と会員企業のご繁栄、そ
して「糸魚川市駅北大火」によ
る被害からの復旧・復興を心か
ら祈念申し上げます、新年
のごあいさつとさせていただきます。

平成28年分

確定申告

申告書には
マイナンバーの
記載が必要です!

国税庁
ホームページで
申告書を作成

ネット送信 (e-Tax)
プリントアウトして送付

申告の際には
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です

申告と納税

所得税等の確定申告書の提出期限
申告書の提出は、平成29年2月16日(水)からです。

所得税等の復興特別所得税・給与税
消費税等の地方消費税(個人事業者)

平成29年
3月15日(水)まで

平成29年
3月31日(金)まで

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

第十回糸魚川翡翠デザイン画コンテスト表彰式

一月二十五日、ヒスイ王国館において、第十回糸魚川翡翠ジュエリー・アクセサリーデザイン画コンテストの審査発表と表彰式が行われました。今回のコンテストには、全国の三三九名から四一七点の作品が寄せられ、グランプリに県内胎内市在住、飛鳥静香さんの「12 HOROSCOPES」(ネックレス・ピアス)、製品化デザイン賞には埼玉県在住の小田原集子さんが、さらに法人会会長特別賞として松音優花さん(青海中学校)と渡邊咲亜さん(糸魚川東中学校)が選ばれました。

審査員の小林誠氏は、「全体として優しい、親しみを感じるデザインが多かった。中学生が入っているのは良い。作品についてもコンセプトは伝わる。次の糸魚川を引っ張ってほしい。グランプリの作品についてはどのようにデザインされ、作られて、どう身に付けて自分自身を表現するかまで想定されたデザインだと感じた。」など全入選作について講評されました。表彰式の後、糸魚川市駅北大火からの早期復興を願って新年会員交流会が開催されました。



グランプリ 飛鳥静香さん

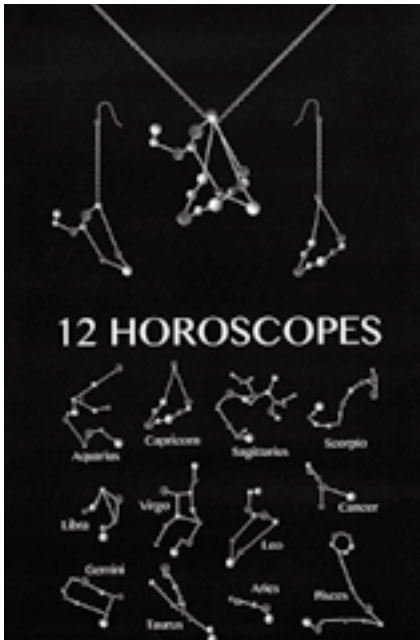


(公社)日本ジュエリーデザイナー協会副会長
小林 誠氏

デザイン画コンテスト入賞者

(敬称略)

賞	氏名	タイトル	住所
グランプリ	飛鳥 静香	12 HOROSCOPES	胎内市
準グランプリ	鹿児島さゆり	白鳥のたまご	新潟市
糸魚川ヒスイ商組合賞(自由)	中村 民茂	Endless	福岡県
審査員特別賞	小西 朋子	山のめぐみ	香川県
製品化デザイン賞	小田原集子	実りの季節	埼玉県
糸魚川ヒスイ商組合賞(製品)	本多 知恵	どんぐり	京都府
法人会会長特別賞(自由)	松音 優花	月と翡翠と海	糸魚川市
法人会会長特別賞(製品)	渡邊 咲亜	平和花の開花	糸魚川市



グランプリ
「12 HOROSCOPES」



準グランプリ
「白鳥のたまご」



糸魚川ヒスイ商組合賞(自由)
「Endless」



審査員特別賞
「山のめぐみ」



製品化デザイン賞
「実りの季節」



糸魚川ヒスイ商組合賞(製品)
「どんぐり」



法人会会長特別賞(自由)
「月と翡翠と海」



法人会会長特別賞(製品)
「平和花の開花」

社長さん こんにちは



株式会社フジマシン

笠原 康秀

当社は平成元年十二月二日に株式会社清（現在の清鋼材株式会社）殿の子会社として設立されました。当時の株清は道路舗装用の振動ローラーを製作していて、部品の孔加工をする子会社として当社を創業いたしました。

平成五年に、先代社長が全面的に当社を引継ぎ、(株)清殿から独立いたしました。これを機に機械加工に製缶部門を参入させ業務内容を強化いたしました。

弊社の事業内容は主に旋盤、ラジアルボール盤、フライス盤等を用いて1/100ミリ単位の加工や複雑な形状の加工を専門技術をもって行っております。弊社では小ロット



ト生産(軸、ねじ、ピン等の製作)を得意とし、お客様の満足のために日々挑戦しております。また納期の短縮にも前向きに取り組んでいます。私も平成二十六年に社長に就任してまだまだ未熟ですが、弊社の知恵、腕のある従業員と共に今後の発展に尽力いたしますので、今後とも皆様の御指導、御鞭撻のほど、宜しくお願い致します。最後にになりましたが、この度の糸魚川市駅北大火で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に刻も早い復興をお祈り申し上げます。



第10回 糸魚川翡翠

ジュエリー・アクセサリー デザイン画コンテスト

《内覧会》

十二月七日、糸魚川商工会議所ホールにおいて、糸魚川翡翠ジュエリー・アクセサリーデザイン画コンテストの審査前覧会が行われました。



《同 審査会》

十二月十四日、東京都「八丁堀区民館」において、デザイン画コンテストの審査会が行われました。

日本ジュエリーデザイナー協会の小宮会長、小林副会長の審査により、グランプリ等八点の入賞作品を決定して頂きました。

ヒスイ商組合からもご参加頂きました。





糸魚川市駅北大火



写真提供：株式会社糸魚川シーサイドバレー



十二月二十二日、糸魚川駅北側で発生した火災は焼損棟数百四十七棟、焼損面積三万四千二百平方メートル、人的被害（死者なし）負傷者十七人等、甚大な被害となりました。

詳細については、既にテレビ、新聞等で報道された通りですが、被災された皆様の一瞬も早い復興を心よりお祈りいたします。

被災会員の皆様に見舞金をお届けしました

糸魚川市駅北大火で被災された会員の皆様には、当会からの見舞金をお渡ししました。

会社又は代表者の自宅を全焼、部分焼された会員二〇名の方に鈴木会長が見舞金を持参し、励ましの言葉をかけさせて頂きました。一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

義援金等のお届け

糸魚川市駅北大火で被災された皆様の復興の一助として、また、復興事業を担う糸魚川市の費用の一部として、一月二十四日、糸魚川市へ義援金等をお渡ししました。

この義援金等については、会員の皆さまからの温かいご協力と県内にある各法人会から贈られた浄財を合わせて鈴木会長が持参しました。

ご協力を頂いた皆さまに深く感謝いたしますとともに、被災された方々の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。





BCP(事業継続計画)セミナー

十一月九日、ヒスイ王国館において、「中小企業のためのBCP(事業継続計画)セミナー〜東日本大震災から学ぶ中小企業防衛〜」と題してセミナーが開催されました。

講師の㈱BCPJAPAN代表取締役山口泰信氏から、災害等の緊急時に損害を最小限に防ぎ、事業の継続や早期復旧を図るための計画であるBCP策定の重要性について解説がされました。

今回の糸魚川市駅北大火を受けて、今一度、じっくりと聞いてみたい内容だと思います。

研修旅行

いわき復興視察とおかめ納豆工場見学ほか

十一月二十五、二十六日の両日、研修旅行が実施され、十二名が参加しました。

一日目は福島県いわき市の薄磯地区で「語り部」の方から東北大震災津波による被害の状況をお聞きするとともに、復興事業の現状を視察しました。

この地区では、地震による約八・五メートルの津波に襲われ、百二十名余りの死者と十人前後の行方不明者が出たとのことでした。復興事業は、現在も地盤の嵩上げ工事が進行中でした。

二日目には、おかめ納豆工場を見学しました。会社全体では国内一の生産量を誇るほぼ機械化された清潔な環境で作業が行われる様子を、案内者の説明を受けながら見学し、有意義な研修旅行となりました。

健康増進ゴルフ大会

九月二十四日、糸魚川市Cにおいて、奴奈川経済懇話会と共催による健康増進ゴルフ大会が開催され、恵まれた好天の下、四十五名がプレーに興じました。



優勝の丸山さん



ゴルフ大会入賞者
おめでとーうございます

優勝	丸山 剛	糸魚川信用組合
準優勝	小川 節雄	小川建設㈱
第三位	廣瀬 明宣	㈱ツクひろせ
第四位	藤巻 道隆	㈱藤巻電業
第五位	山岸 美隆	㈱山岸呉服店

(敬称略)

新入会員紹介

《正会員》

(有)ガレッジハヤツ

代表者 早津 文夫
住 所 糸魚川市大字鶉石319-6
TEL 025-566-3477

税務研修会

十月五日、十一月八日、十二月二日いずれもヒスイ王国館において、税務研修会が開催されました。

テーマは、「印紙税について」、「税務に関連のある社内規程の整備について」、「税をめぐる環境変化と財政」等、今どき関心の高いものや実務を行う上での重要性の高いテーマが設定されました。



合同納税表彰式

おめでとうございます

十一月十六日、ヒスイ王国館にて糸魚川地区税務関係団体協議会（税団協）主催の合同納税表彰式が開催され、当法人会から左記の方々を受賞されました。

糸魚川税務署長表彰

（株）後藤組

後藤 幸洋

糸魚川税務関係

団体協議会長感謝状

（株）三元化工機工業所

佐藤 元春

（敬称略）

平成28年度 納税表彰式



青年部会 租税教室

小学生への租税教室を担う講師を養成するための研修会が十二月二日開催されました。基本的な授業の進め方や、講師の経験者にも役立つ留意点・ポイントなどを研修しました。すでに講師として活動している部員のほか新たな講師を目指す部員も受講しました。

小学生への租税教室については、一月末までに十校で実施されました。



租税教室(大野小)



租税教室(能生小)



租税教室(糸魚川小)

青年部会

全国青年のつどい 「旭川大会」

部長 内藤 正利



昨年九月八日〜九日の両日、第三十回全国青年の集い「旭川大会」に参加しました。

初日は全国から選りすぐりの租税教室プレゼンテーションを傍聴し、創意工夫された斬新な発表に感銘を受け、今後の租税教室に大いに参考となりました。夕方からは部長ウエルカムパーティーが開催され全国の部長と大いに懇親を深めさせていただきました。

翌日の午前中には部長サミットが開催され、前日同じテーブルになったメンバーと税の使い道について活発な意見交換をしました。午後からは大会式典が開催され、ジャンプのレジェンド葛西選手の記念講演があり、苦勞した今までの人生と今後の抱負について話され大いに感動しました。さて、次回は高知での開催だそうです。これからも、税の大切さを将来を担う子供たちにしっかりと伝えていきます。



見交換をしました。午後からは大会式典が開催され、ジャンプのレジェンド葛西選手の記念講演があり、苦勞した今までの人生と今後の抱負について話され大いに感動しました。さて、次回は高知での開催だそうです。これからも、税の大切さを将来を担う子供たちにしっかりと伝えていきます。

県法連合同セミナー 「小千谷」

九月二十六日、小千谷市において県法連青年部会合同セミナーが開催され内藤正利部長、藤巻道隆副部長、小川節雄副部長の三名が参加しました。



研修会

八月二十六日、糸魚川商工会議所中会議室において糸魚川信用組合理事長黒石孝氏を講師として「信用組合の地方創生」と題して、銀行とは違う信用組合の役割や地方創生への取り組みなどについて話を伺いました。



企業見学

十月十八日、黒部市にあるYKKセンターパークを訪問し、ファスナーと建材を中心とするYKKグループののづくり技術や歴史、創業者吉田忠雄氏の経営理念等を学んできました。

創業者は、一九三四年にYKKの前身となる「サンエス商会」をつくり、ファスナーの販売を始めました。そのころのファスナーは手作りで不良品も多かったことから、自社生産に切り替え、社名も「吉田工業所」に変更。品質の良いファス



ナーづくりに取り組みました。戦後、アメリカ製の品質の高さに衝撃を受け、当時としては大きな投資となる噛み合い部を自動的に取り付ける機械を輸入し、量産体制を整えたとのこと。ファスナーづくりにかける創業者の熱い思いが、地方の企業を世界企業として躍進させるきっかけとなったことを感じてきました。

研修旅行

一月二十日〜二十一日、「大相撲初場所」観戦をメインに十二名が参加し、有意義な研修旅行となりました。



女性部会

研修旅行

副部長 本山 咲子



九月七日～八日、一泊二日
で新幹線を利用し九名で
東京に行ってきました。
上野で下車し美味しい昼
食を頂いた後、世界遺産登
録された「西洋美術館」へ。



入口もお花などできちん
と整備され大変きれいでし
た。モネを始め、いろいろ
な画家の作品を鑑賞しまし
た。なかでも「イコン」の迫
力には感動しました。その
後、夕方から「はとバス」で
東京湾シンフォニーデー
ナークルーズへ夜景を見な
がらフランス料理を頂くも
少し期待外れで残念。二日
目、午前は自由行動で銀座
でショッピングを楽しみ、
午後からは普段なかなか入
れない「迎賓館赤坂離宮」
へ。入館チケットの厳しさ
に驚きながらも言葉では言



い表すことのできない建物
に感動の連続でした。
西洋美術館、赤坂離宮と
見聞の広がる有意義な二日
間でした。

県法連

合同セミナー「長岡」

十月六日、長岡市におい
て新潟県法人会連合会女性
部会連絡協議会の合同セミ
ナーが開催され八名が参加
しました。



税に関する 絵はがき展示

十一月十一日～十七日、税を考
える週間に合わせ、糸魚川信用組
合の本店、支店の五か所において、
税に関する絵はがきを展示し、来
訪者への納税意識の高揚に努めま
した。



税に関する チラシ配布

十一月十一日、
ハピー奴奈川店前
において、税に関
するチラシ配布を
実施しました。



税務署・県地域
振興局・市役所の
職員のほか、市の広報キャラ
クターも駆けつけてくれまし
た。
その後、会場を膳処くろひ
めに移し、浅田典章税務署長
から講話を受けた後、部員と
の意見交換を行いました。



各支部活動報告

糸魚川支部

十一月二十八日、ヒスイ王国館において、新潟県糸魚川地域振興局長渡辺広治氏を講師に迎え「糸魚川地域における交流人口の拡大と定住人口の確保に向けて」と題して一般公開講演会が開催され、五十名が聴講しました。



十二月八日、ヒスイ王国館において「事業承継が気になり始めたら」と題して（株）IAC代表取締役社長秋島一雄氏を講師に迎え一般公開講演会が開催され、二十三名が受講しました。



能生支部

十一月二十二日、能生商工会館において、昨年引き続き、第二弾として、新潟県議会議員の中村康司氏を講師に「新潟県の諸課題について」と題して、能生商工会工業部会と合同の研修会を開催しました。

県内の具体的な事例を挙げての産業振興の状況、人口減少問題等の各種政策について、また、米山知事が就任した今後の県政について、多様な視点から現在の状況そして見通しについてご講話いただきました。



青海支部

十一月二十二日、糸魚川市のごみ処理の現状や施設の状況について視察研修を行いました。

最初に大野にある最終処分場内の新しくできた浸出水処理施設など処分場の適正化について視察しました。

次に須沢地内の清掃センターで、ごみ処理の現状について説明を受け、施設の視察も行ないました。

最終処分場の延命化や焼却施設の適正な運営には、何よりもごみの量を減らすこと、正しくごみを分別することの説明がありました。

最後に、次期ごみ処理施設の概要について、平成三十二年には現在の炭化システムからストーカ式焼却方式に変更になるとの説明も受けました。

大切なことは、市民一人ひとりがごみに対する意識・関心を持つことと強く感じた研修でした。



ご案内

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント



税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶ マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

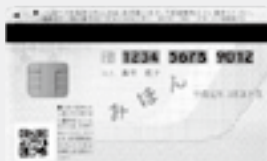
例1 **マイナンバーカード（個人番号カード）のみ**【番号確認及び身元確認書類】

例2 **通知カード**【番号確認書類】 + **運転免許証、公的医療保険の被保険者証など**【身元確認書類】

例1 マイナンバーカード



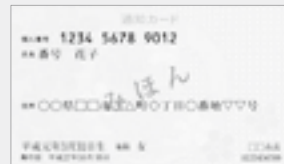
（表面）



（裏面）

又は

例2 通知カード



※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

＋
身元確認書類

お知らせ

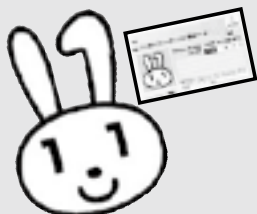
申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



マイナンバーの記載



本人確認書類の 提示又は写しの添付 が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

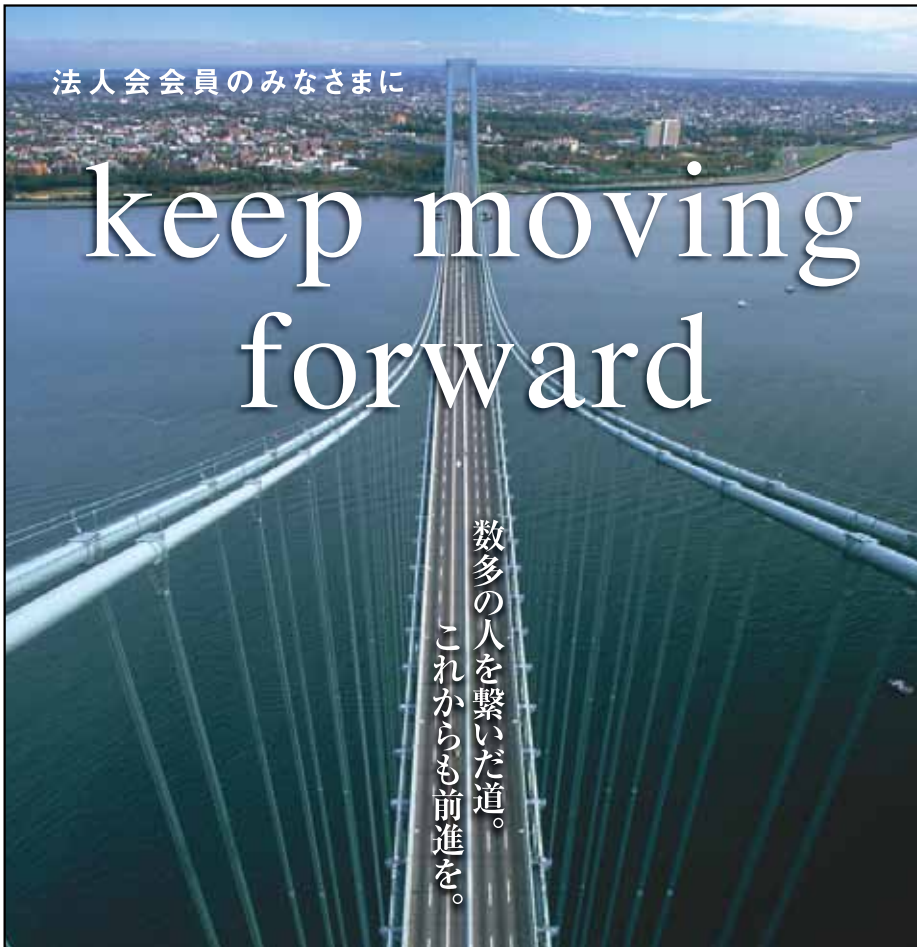
国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

これからも
企業の繁栄を
サポートしつつける
経営者大型総合
保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 上越営業所/
新潟県上越市西城町3-5-24
TEL 025-525-1181

AIU AIU損害保険株式会社
Member of AIG

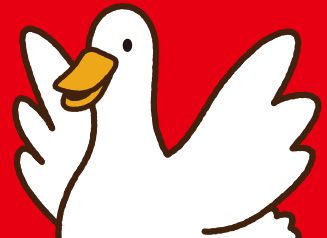
新潟支店/
新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
(大同生命新潟ビル6F) TEL 025-223-6231

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の
しおり 約款を必ずごらんください。

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで*
月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合。
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

【新潟支社】 〒950-0088
新潟県新潟市中央区万代 4-4-27 新潟テレコムビル 4F
TEL.025-243-0612

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2016-0054 8月4日